

豊橋市告示第232号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

令和2年9月11日

豊橋市長 佐原光一

別表

労働報酬下限額

(令和2年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,370	27	普通船員	2,220
2	普通作業員	2,030	28	潜水士	4,050
3	軽作業員	1,550	29	潜水連絡員	2,630
4	造園工	2,080	30	潜水送気員	2,460
5	法面工	2,760	31	山林砂防工	2,770
6	とび工	2,660	32	軌道工	3,930
7	石工	2,900	33	型わく工	2,680
8	ブロック工	2,670	34	大工	2,670
9	電工	2,170	35	左官	2,470
10	鉄筋工	2,470	36	配管工	2,180
11	鉄骨工	2,490	37	はつり工	2,520
12	塗装工	2,620	38	防水工	2,650
13	溶接工	2,890	39	板金工	2,470
14	運転手（特殊）	2,330	40	タイル工	2,020
15	運転手（一般）	2,110	41	サッシ工	2,520
16	潜かん工	3,200	42	屋根ふき工	2,234
17	潜かん世話役	3,780	43	内装工	2,800
18	さく岩工	2,770	44	ガラス工	2,440
19	トンネル特殊工	3,470	45	建具工	2,270
20	トンネル作業員	2,560	46	ダクト工	2,080
21	トンネル世話役	3,710	47	保温工	2,390
22	橋りょう特殊工	2,960	48	建築ブロック工	2,870
23	橋りょう塗装工	3,230	49	設備機械工	2,480
24	橋りょう世話役	3,290	50	交通誘導員A	1,550
25	土木一般世話役	2,410	51	交通誘導員B	1,330
26	高級船員	2,760			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1,039円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	942円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、927円とする。